

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）					
地区名	一般県道 東大見岡崎線					
事業箇所	岡崎市真伝町地内					
事業のあらまし	<p>当該箇所は、岡崎市北部に位置し、周辺は大規模住宅造成により、交通量が増加している。こうした中、交差点北側はカーブ区間であり、見通しも悪く、また交差点には右折車線がないため、右折との交通事故が多発している。</p> <p>このため、当該交差点に右折車線を設置し、交通の円滑化と安全の確保を図るものとする。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>交通量の多い交差点に右折車線を設置し、交通の円滑化と安全の確保を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.56 億円	■工事費	0.49 億円、	■用補費	0.06 億円、	■その他 0.01 億円
事業期間	採択年度	平成21年度	着工年度	平成21年度	完成年度	平成23年度
事業内容	交差点改良工事 延長 L=220m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>右折車線の設置により、直進及び左折車と右折車の通行が分離された。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>右折車の通行が分離されたことにより、交差点内の交通の円滑化が図られ、安全性も向上した。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	交差点改良が完了し、主要目標を達成しているため、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善の措置は必要ないと考える。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					